

2009  
(平成21年9月)

大阪府・大阪市 生活情報誌

# くらしと

September

9

VOL. 29



ケヤキ並木

## もくじ.....

【テーマ記事】 ..... ②  
高齢者の消費者被害と対応策

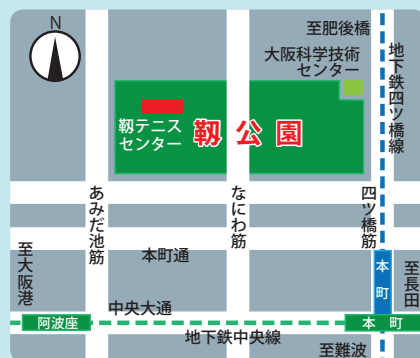
【トラブル PICK UP】 ..... ③  
携帯電話に、身に覚えのない  
請求メールが...

【おしらせ】 ..... ④  
イベント情報

行ってみよう!

うつぼ

鞆公園



●地下鉄  
中央線・四ツ橋線/本町駅下車  
中央線/阿波座駅下車

## くらしのトピックス

■個人年金保険の銀行窓口販売で、高齢者を中心にトラブル急増。  
販売員の説明不足・強引な勧誘などが主要因。国民生活センター  
発表。

■架空請求による振り込み詐欺増加で、  
大阪府警がホームページをつかった情報収集を強化。

大阪府警HP <http://www.police.pref.osaka.jp/>

## クイズ



### 鞆公園

鞆公園ができる前は何だった  
のでしょうか？

①工場 ②飛行場 ③競馬場

答えは3ページ→

# 高齢者の消費者被害と対応策

社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 司法書士 柿本 麻希

## 悪

### 質な事業者はこうして近づいてくる！

Aさんはひとり暮らし、70代の女性です。堅実な性格ですが、悪質商法の被害にあってしまいました。悪質な事業者は、どのようにAさんに近づいたのでしょうか？



#### 悪質な事業者の手口

悪質な事業者：(ピンポン) Aさん、大変ですよ！家の基礎がエライことになってます！！

Aさん：(「ガチャ」ドアを開けて) ええっ！どうゆうこと？

悪質な事業者：私、偶然通りかかった建築関係の仕事してるものなんですけど、Aさんのお宅、外から見ても明らかに傾いてます。次、地震が来たら倒れてしまいますよ！

Aさん：そんなぁ・・・家が倒れるって・・・

悪質な事業者：どれぐらい傾いてるかすぐ調べられますから、ちょっとあがらせてもらいますね。

Aさんは突然のことに思わずドアを開け、見知らぬ人を家に上げてしまいました。その後は悪質な事業者のペースにはまってしまい、結局その日のうちに高額な工事の契約をしてしまったのです。

## ① 高齢者を狙う悪質商法

高齢者は、情報収集や分析能力、交渉力などで事業者との格差が大きい場合もあり、悪質な事業者はそこにつけ込んできます。上記の**点検商法**のほか、**次々販売**(一人の消費者に次から次へと契約させる商法。被害が大きくなりやすい)や、**かたり商法**(販売業者が有名企業や公的機関の職員であるかのように思わせて商品やサービスを契約させる商法)など、あの手この手で高齢者に忍び寄ってきます。

## ② だまされないための注意点 被害を拡大させないための方策

- ① 甘い誘いに用心
- ② はっきり断る
- ③ 契約内容は書面で確認
- ④ ドアを開ける前に身分と用件を確認

これらはだまされないための注意点として、よく挙げられるものです。これらの点に気をつけて、だまされないようにすることはもちろん重要ですが、**悪質な事業者は「だましのプロ」**です。気をつけていても、悪質な事業者のペースに巻き込まれて、契約してしまうこともあります。たとえ契約後であっても、クーリング・オフや消費者契約法違反により

契約を取り消すことが可能な場合もあります。

「おかしいな、だまされたのでは？」と感じた時は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口や司法書士会等の相談窓口にご相談ください。被害を最小限に食い止めるため、「**おかしいと思ったらすぐ相談**」ということをぜひ覚えておいていただきたいものです。

## ③ より一層の安心のために

高齢者の消費者被害を防止・発見するには、家族はもちろん、自治会や地域包括支援センター、福祉サービス関係者、警察などのネットワークで、高齢者をサポートしていくことが必要です。

また、認知症等により判断能力が不十分となった高齢者については、**成年後見制度**を利用することで、消費者被害防止の手立てを一層充実させることができます。

### ● 成年後見制度

判断能力が不十分な方を支える仕組みです。後見人は本人に代わって法律行為を行います。例えば、成年後見人の知らないところで、本人が不利益な契約をしてしまっても、成年後見人がその契約を取り消すことができます。

社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部では、成年後見制度に関する無料電話相談、無料面接相談を行っています。(問い合わせ先:06-4790-5643)

# トラブル PICK-UP



## 携帯電話に、身に覚えのない請求メールが…

### ●トラブル事例

携帯電話にサイト利用料の請求メールが送られてきた。「以前に登録いただいた『総合情報サイト』から、無料期間中に退会の処理がとられていないために、登録料金と延滞料金が発生し、現状未払いとなっております。このまま放置すると、お客さまの身元調査をしたうえで、回収業者による料金回収となります」という内容である。利用した覚えがないが、記載されている電話番号に連絡したほうがいいだろうか。

### ●アドバイス

最近、携帯電話にサイト利用料の架空請求メールが送りつけられるトラブルが多発しています。メールには「連絡がない場合は身元調査をする」「調査完了後は自宅や勤務先へ回収業者による料金回収、または裁判による少額訴訟を行う可能性がある」など、消費者を不安にさせる言葉も記されています。消費者が不安になって連絡をとると、氏名や住所などの個人情報を読み取り、さまざまな方法で支払わせようとする手口です。サイトを利用していないのなら、支払う必要はありません。

この事例以外にも、サイト運営業者から依頼を受けたという業者が「有料情報サイト」「特典付きメルマガ」「懸賞付きサイト」などの登録料金や利用料金の架空請求メールを送りつける場合があります。また、電話番号だけで送れるメールを悪用し、無作為に多量に送るケースも多く発生しています。

#### このような請求メールが届いたら…

- 身に覚えのない請求には、絶対に連絡しないようにしましょう。連絡すると個人情報を聞き出され、繰り返し請求されることがあります。
- 日本データ通信協会の「迷惑メール相談センター」(TEL:03-5974-0068)でも、相談を受け付けています。

困った時には、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

## クイズの答え

### ②飛行場です。

(現在の四つ橋筋からあみだ池筋までの間に滑走路がありました)

鞆公園は昭和30年に開園。総面積9.7ha、東西約800m、南北約150mの長い形をしており、中央を南北に貫くななみだ筋によって東園と西園に分かれています。春と秋に見ごろを迎えるバラ園は市内で最も歴史があります。また、四季折々、表情を変えるケヤキ並木も見どころで、都会のオアシスとして市民に愛されています。

#### 問い合わせ先

大阪市ゆとりとみどり振興局  
西部方面公園事務所  
大阪市西区鞆本町2-1-4  
TEL:06-6441-6748

くらしの知っ得!

## 講演会 イブニングセミナー

最新情報

**テーマ** 変わる!? カード事情  
～クレジットカードから電子マネーまで～

**内容**

ますます便利になり進化を遂げているクレジットカード。一方で思わぬトラブルや関連法改正によるカード事情の変化も見逃せません。ポイントサービスや保障内容の確認もぬかりなく、賢くお得にカードと付き合しましょう。

### 大阪市

#### ◆出前講座のご案内

- 地域の団体や学校等からの要請により講師を派遣し、ビデオを使用しながら、テーマに応じた内容で消費者問題について学んでいただく講座を実施しています。研修や授業などにご活用ください。

**テーマ** 悪質商法の被害にあわないために  
高齢者をねらった悪質商法と対処法  
若者をねらった悪質商法と対処法  
地域で悪質商法から高齢者を守るために  
その他悪質商法について

**開催日** 毎日(※夜間開催も可能です)

**時間** 30分から120分

**その他** 原則10人以上。会場は大阪市内に限る。  
開催希望日の1カ月前までにお申し込みください。



**申し込み・問い合わせ先**

大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

※ホームページからもお申し込みいただけます。

#### ●大阪市消費者センター

ニュートラム「トレードセンター前」駅

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

**消費生活相談** ☎06-6614-0999

毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く)

※大阪市内にお住まいの方が対象です。

**メール相談** ホームページからメール相談にアクセスしてください。  
(12月28日～1月3日は除く)

**ホームページ**

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

### 大阪府

#### くらしのナビゲーターによる・・・ 高齢者向け消費者問題ミニ講座

撃退!悪質商法

高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、老人会や自治会などの集まりに、「くらしのナビゲーター」を派遣し、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行います。地域の集まりでご活用ください。(派遣場所は大阪府内に限ります)

1. ナビゲーターの派遣料は無料
2. テーマは高齢者被害の多い悪質商法の手口と対策など
3. 講座の時間は30分～1時間
4. 人数は1回10人～50人まで
5. 土・日・祝日・夜間も派遣します(年末・年始は除きます)

※上記の対応は、市町村によって異なる場合があります

**申し込み・問い合わせ先** 各市町村消費生活相談窓口等

**9月は高齢者保健福祉月間です。**  
福祉関係者の方もぜひお問い合わせください。

#### ●生活情報ぷらざ(大阪府消費生活センター)

地下鉄谷町線・京阪電車「天満橋」駅

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1階

**消費生活相談** ☎06-6945-0999

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝日は除く

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

**メール相談** ウェブサイトからメール相談にアクセスしてください。  
(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650(社)全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認のうえおかけください。

**ウェブサイト「消費生活事典」**

<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/>